

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

国立大学法人愛知教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第59号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規程に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので公表する。

1. 令和5年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①自動車の購入及び賃貸借、②船舶の調達、③省エネルギー改修事業（ESCO事業）、④建築物の設計、⑤建築物の維持管理については、該当する調達は無い。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。